



2025年2月27日

各 位

会 社 名 日産証券グループ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 二 家 英 彰
 (コード番号 8705 東証スタンダード)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 近 藤 竜 夫
 役 職 ・ 氏 名 マネジメント本部長
 電 話 0 3 - 6 7 5 9 - 8 7 0 5

第1回無担保普通社債（私募債）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年2月27日に開催された取締役会において、以下のとおり第1回無担保普通社債（私募債）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第1回無担保普通社債（私募債）の概要

(1) 名 称	日産証券グループ株式会社 第1回無担保普通社債
(2) 募集社債の総額	金25億円
(3) 総額引受先	ユニコムグループホールディングス株式会社 (注)
(4) 募集社債の利率	年1.30%
(5) 利 払 日	2025年9月16日及び2026年3月13日
(6) 償 還 期 限	2026年3月13日（1年債）
(7) 償 還 金 額	金25億円
(8) 申 込 期 日	2025年3月14日
(9) 担 保	本社債に担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
(10) 資 金 使 途	事業資金
(11) 社 債 管 理 者	会社法第702条但し書きの要件を満たすため、社債管理者は設置しない。
(12) そ の 他	有価証券届出書を提出しない。

(注) 当社代表取締役社長である二家英彰氏及び親族の資産管理会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(以下、ユニコムグループといいます。)

私募債総額引受先であるユニコムグループの概要

(1) 名 称	ユニコムグループホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区銀座三丁目10番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 二家 純子
(4) 事 業 内 容	資産管理

(5) 資本金	90,000千円	
(6) 設立年月日	1958年9月18日	
(7) 大株主及び持株比率 (2025年1月31日現在)	二家 英彰	25.02%
	二家 純子	24.98%
	二家 嘉則	24.98%
	三島 麻里奈	24.98%
(8) 上場会社との当該株主の 関係	資本関係	当社と当該会社の間には資本関係は ありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません

2. 社債発行の理由

当社グループは金融商品取引業及び商品先物取引業を中核事業とし、国内外の証券、商品、為替、金利等の金融マーケットにおける市場仲介機能を担う投資・金融サービス企業であり、いかなる経営環境の変化にも迅速かつ柔軟に対応すべく、お客様との信頼関係を構築し、健全な市場仲介機能を果たすことで、市場・社会の発展に貢献しつつ、持続的な成長を図っていくことを経営の基本方針としております。この経営方針の下、対処すべき課題の一つとして、相場動向に左右されない企業体質を構築するため、顧客基盤の拡大、業務の集約と効率化、事業拡大等のためのM&Aに積極的に取り組むことを掲げており、企業価値のさらなる向上に取り組んでいるところです。

昨今、政治、経済、国際関係等の社会情勢において不透明性や不確実性が高まっている中、金融市場における相場動向も大きく変動する傾向にあり、今後の見通しも立てづらい状況となっております。このような状況下、当社グループの対面型ビジネスと海外法人ビジネスが共存するビジネスモデルの現状や将来性を鑑み、常にM&A案件に関する情報収集に努めているところでありますが、今後も有望なM&A案件に対して、柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えるため、手元流動性資金のより一層の拡充が必要であると認識しております。

また当社グループでは、各取引所への清算預託金等の預託、海外機関投資家向けのマージンファイナンス等に備え、一定の手元流動性資金を確保しているところでございますが、今後の相場変動時における清算預託金等の一時的引き上げに対して、今以上に手元資金を手厚くすることは、リスク管理の観点からもより一層に適切であると考えられ、また法人事業における海外機関投資家からの受託拡大等に伴うマージンファイナンスニーズ増加に対しては、積極的にビジネスチャンスとして捉えていくという観点から、迅速かつ柔軟に対応するための資金を手当てする必要があると認識しております。

このため、当社グループの手元流動性資金のより一層の拡充を目的として、本件私募債発行による資金調達を行うものであります。

3. 調達手段の適切性

こうした資金需要に対する調達手段として、①銀行借入、②公募増資、③公募社債、④私募社債、以上四点の手段を検討しました。

まず銀行借入は審査に時間を要し資金使途に一定の制限がかかること、公募増資については社会及び経済環境、株式市場等のマーケット環境、調達資金の規模、当社株価への影響等を踏まえて、一定の準備期間が必要となります。また公募社債も格付取得及び社債管理会社の設置が必要となることから、一

定の準備期間が必要となります。

現在当社における資金調達の必要性や時間的要因を考慮し、また確実に資金調達が出来て資金用途に制限なく事業拡大に活用できる、といったメリットが考えられることから私募債の発行を実施することが適切と判断いたしました。

私募債について、機関投資家向け発行も購入ニーズはあると想定されるものの、今回の資金調達規模での社債発行は困難と判断し、関連当事者取引となるユニコムグループを総額引受先とする私募債の発行が適切との判断に至りました。ユニコムグループは貸金業登録を行っていないため、同社から借入でなく、私募債発行を採用しております。

4. 取引条件の合理性

私募債の1.30%という利率は、銀行借入コスト、他社発行の社債金利、同期限の債券利回り等を比較検討した結果、現時点において当社がM&Aに備える資金調達コストとして合理的な水準の範囲内であると考えます。

5. 関連当事者取引を行うことについて

この取引は、関連当事者取引であるため、少数株主保護の観点から、以下のとおり慎重な検討と議論を経た上で、本日の取締役会決議を行っております。

本件については、2024年9月以降、複数回の取締役会で検討と議論を重ねてまいりました。その上で、本日の取締役会決議に先立ち、社外取締役による審議会及び監査等委員会での審議においても複数回にわたり慎重に議論と検討を行い、取引の必要性、取引の相当性、条件の合理性を踏まえ当該取引の妥当性を確認しております。

また、利益相反回避措置として、当社代表取締役社長である二家英彰氏は当該取引の特別利害関係人に該当するため、本日の取締役会の議事及び決議には一切参加しておりません。

6. 結論

以上のとおり、当該取引に係る社債発行の理由、調達手段の適切性、取引条件の合理性、関連当事者取引を行うことについて総合的に検討し、第1回無担保普通社債（私募債）による資金調達の実施は適切なものであると判断いたしました。

7. 今後の見通し

当該取引による資金調達が2025年3月期の業績に与える影響は軽微なものと考えます。

以 上